

沖縄防衛局における綱紀肅正及び秘密保全に関する委員会設置要領を次のように定める。
平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局における綱紀肅正及び秘密保全に関する委員会設置要領

改正 平成24年4月6日沖縄防衛局達第1号
令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号

(設置)

第1条 沖縄防衛局職員のサービスの厳正を確保し、かつ、秘密の保全を徹底させるための対策について、沖縄防衛局長の命を受けて調査審議し、必要な意見を具申するため、沖縄防衛局に「沖縄防衛局における綱紀肅正及び秘密保全に関する委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は沖縄防衛局次長をもって、副委員長は総務部長をもって、委員は、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長及び労務対策官をもって充てる。

(運営)

第3条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、議題に関係のある職員の出席を求め、意見を述べさせるとともに、関係部課等に対し、資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、委員長の命じた事項を調査審議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、常任幹事及び幹事をもって組織する。

3 常任幹事は、総務課課長補佐（総括担当）をもって、幹事は、総務課課長補佐（総務、企画、文書担当）、同課課長補佐（人事、厚生、共済担当）、会計課課長補佐（総括担当）、地方調整課課長補佐（総務、予算統計担当）、調達計画課課長補佐（総務、企画担当）、業務課課長補佐（総務、渉外、業務担当）及び首席労務対策調査専門官をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成24年4月6日沖縄防衛局達第1号）
この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号）
この達は、令和5年4月1日から施行する。